

## 土木部所管の委託業務関係共通仕様書（案）の適用について

### 1 共通仕様書（案）の適用

土木部が発注する各共通仕様書（案）の内容に該当する全ての業務に適用する。ただし、配置技術者の資格要件に関する条項については、以下の各業務に定める設計金額に該当する業務に適用する。

#### 【配置技術者の資格要件に関する条項の適用区分】

業務区分	配置技術者の資格要件条項を適用する業務	配置技術者の資格要件条項
測量業務	全 業 務	【測量業務共通仕様書（案）】 管理技術者：第 9 条第 3 項
地質・土質調査業務	設計金額 500 万円以上	【地質・土質調査業務共通仕様書（案）】 管理技術者：第 108 条第 3 項 照査技術者：第 109 条第 2 項
設計業務	設計金額 500 万円以上	【設計業務等共通仕様書（案）】 管理技術者：第 1107 条第 3 項 照査技術者：第 1108 条第 2 項
工損調査業務	設計金額 250 万円以上	【工損調査業務共通仕様書（案）】 管理技術者：第 8 条第 3 項 照査技術者：第 9 条第 2 項 業務従事者：第 10 条第 2 項 担当技術者：第 10 条第 3 項
用地調査等業務のうち用地測量業務	全 業 務 ※配置技術者の資格要件は、 <u>測量業務と同じとし、特記仕様書で定める。</u>	【測量業務共通仕様書（案）】 管理技術者：第 9 条第 3 項
用地測量業務を除く 用地調査等業務	全 業 務	【用地調査等共通仕様書（案）】 管理技術者：第 5 条第 2 項 照査技術者：第 6 条第 2 項 業務従事者：第 7 条第 2 項 担当技術者：第 7 条第 3 項

### 2 適用

平成 29 年 4 月 1 日以降に積算する業務に適用